

安定型産廃処分場の問題

廃棄物の問題は、今のエネルギーや資源を大量に消費して成り立っている私たちの社会のありようを映し出す。暑い時期、冷えたペットボトル飲料を自販機で買えるのは便利だが、いくらリサイクルしても一部は海にまで流出し、何年後かには魚の量よりも海中の廃プラの量が多くなると予想されている。劣化し微細に砕けたマイクロプラスチックは、巡り巡って食品の中にも混入し、健康への影響まで懸念されている。プラスチックの生産削減に踏み込んだ対策は、国際合意に至らず遅々として進まない。

狭い国土の日本には、世界的にまれにみる密度で廃棄物焼却炉があり、ダイオキシン類による汚染が問題になったこともあった。焼却したとしても残渣が出るので、最終的に処分場で埋立せざるを得ない。廃棄物処理法では、処分場に3つのタイプを認めている。有害廃棄物を水と接触させずに埋立する遮断型処分場、底部にゴムシートを敷き汚水を集めて処理する管理型処分場、素掘りの場所でそのまま埋立が認められている安定型処分場だ。

安易な安定型が認められる理由は、処分場に搬入できる産業廃棄物が腐敗・分解などで水を汚染しないとされるがれき類、ゴムくず、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶器くず、金属くずの5品目に限られているから問題ないとの建前だ。しかし、実際には5品目以外のものも持ち込まれたり、5品目に付着・含有されている汚染物により問題が多発した。廃棄物と接触した水はそのまま地下に浸透していき、排水処理されないのだから当然だ。1998年に規制が強化され、展開検査や地下

水の監視が義務付けられたが、展開検査は処分場に搬入した産業廃棄物を展開して目視するだけで、汚染物の混入を防ぐことなど到底できない。また、地下水の監視を行って問題が生じても、浄化する方策はない。

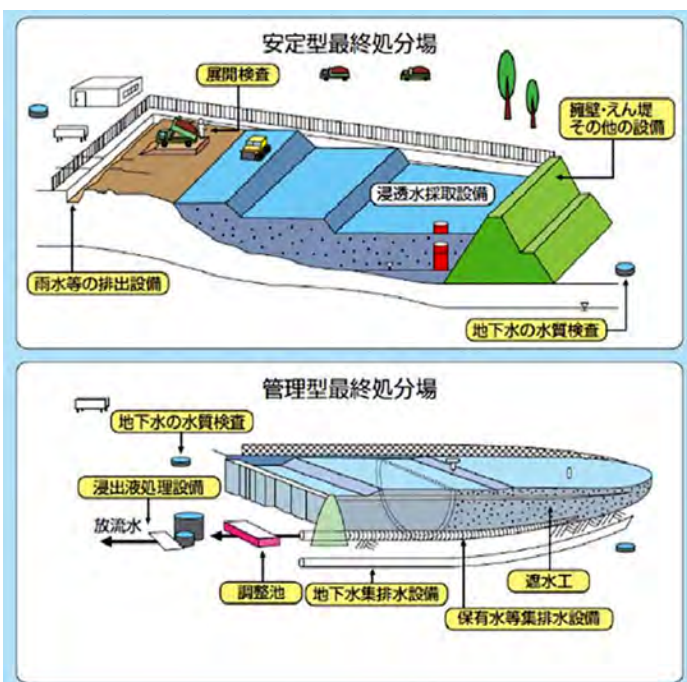
日本弁護士連合会は、2007年に廃棄物処理法を改正して安定型処分場の区分をなくすよう提言を行った。しかし、2010年に中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会は報告書で「安定型最終処分場類型を廃止するのではなく、その実態を把握・評価し、安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」と問題を先送りしてしまった。

三原市本郷処分場の問題

安定型産廃処分場による環境汚染がいま最も問題になっているのが、広島県三原市に産廃業者が設置した本郷処分場だ。処分場設置で土地を改変するため大雨が一気に流下しないよう調整池が設けられているが、そこに廃棄物と接触した浸出水が流れ込み、調整池下流の水路を汚染している。2022年9月の操業開始翌月には、有機汚濁の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）が基準を超過。2024年7月には有害物質の鉛が基準を超え、同年11月には再びBODが高い値を示した。広島県は、その都度、搬入停止の行政指導を行ったが、汚染源の特定も行わないまま搬入再開を認めている。住民の方々が裁判に訴えた結果、2023年5月に広島地裁は、県の審査に看過し難い過誤・欠落があるとして許可取消しの判決を下した。しかし、県が控訴をしたため、処分場の操業が続けられている。

環瀬戸内海会議の取組み

環瀬戸内海会議は、瀬戸内沿岸の市民・住民運動をつなぐネットワークである。「リゾート法」によりゴルフ場建設ラッシュが起きていた1990年に取り組んだ立ち木トラスト運動を皮切りに、埋め立て反対、海砂採取反対、産廃処分場反対などに取り組んできた。2023年は瀬戸内法が制定されてから半世紀の年であったので、「瀬戸内法50年プロジェクト」を立ち上げ、瀬戸内海の全326漁協へアンケートを送付、回答を寄せてくれた117漁協から抽出した66漁協へヒアリング調査、沿岸の11府県の水産部局と環境部局へのアンケート調査も実施し、2度のシンポジウムで議論を行ったうえで「未来への提言」を取りまとめた。プロジェクトの成果は、緑風出版から出した「瀬戸内法50年 未来への提言」と題した本にまとめている。ぜひ一読をいただきたい。（連絡いただければ、書店よりも安くお届けできます。ksueda@nifty.comまで）





さて、環瀬戸内海会議では、毎年の総会を瀬戸内沿岸の運動の現場で開催するよう努めている。今年の総会は、7月12日に本郷処分場を視察し、地元の方と交流を行ったうえで、翌日の午前に開催した。そして午後からは、三原・竹原市民の産廃問題を考える会、環境問題を考える会との共催で環境シンポジウムを開催し、約120人の参加を得た。

シンポジウムでは、広島県が県外産廃の搬入を認めるようになり、以前は関東圏からの搬入の場合に求めている放射能分析も不要と変更した結果、放射性物質も搬入されているのではないかと現地で不安に思っていることを踏まえ、大島堅一龍谷大学教授から問題提起を受けた。放射性物質汚染対処特措法では、福島事故由来放射性廃棄物を扱う環境省が原子力規制委員会の規制を受けていない法の欠陥を指摘された。福島事故以前の廃棄物処理法は、廃棄物を放射性物質による汚染を受けているものを除くと定義していた。このため事故直後にコンクリートブロックを不法投棄したものが福島県警に逮捕されたが、無罪放免となった。廃棄物処理法を適用できないと判断されたのだ。そこで事故の年の夏に慌てて議員立法により事故由来の放射性廃棄物を扱う汚染対処特措法が制定された。原子力規制委員会の発足はその2年後で、法に欠陥が生じているのだ。現在、除染廃棄物は環境省の手により福島原発周辺の中間貯蔵施設に集められているが、将来的に福島県外に搬出するというできもしない約束が交わされている。このため環境省は放射能を含む除染土を公共事業で再利用する方針を打ち出し、首相官邸でデモンストレーションしたりして、監督官庁のない環境省はやりたい放題だ。

シンポジウムでは、続いて私が、これまでの調査で各地の安定型処分場がPFAS（有機フッ素化合物）の高濃度の汚染源になっていることから、汚染を防止するには安定型区分を廃止するしか方策がないことをプレゼンした。以下に詳述する。

急がれるPFAS対策

PFASによる環境汚染は、近年になって明らかになってきたものだ。PFASは1万種類以上あるとされており、撥水性、撥油性、熱や薬品に強いなどの性質から、フライパンや防水衣類、泡消火剤、塗料など多くの製品に使われてきた。一方で、自然界で分解しにくく、発がん性や子どもの成長への影響など人への毒性も指摘されている。PFASのうちPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）は2010年、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は2021年に法令で製造と輸入が原則禁止となったが、廃棄物処理法など環境法令では未規制のままである。ようやく来

年4月から水道水質基準に追加され、水道事業者に測定が義務付けられることだけが決まっている。本来、水道水質基準の設定とともに河川や地下水の環境基準を設定し、工場や廃棄物処分場などからの排出基準も決めるのがあるべき姿だが、環境基準などは定められていない。

PFASは表面処理剤、金属メッキ液、工業用精密洗浄液としても使われているので、それらの廃容器である廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずが安定型処分場に持ち込まれる可能性がある。他にも添加剤としてPFASが使用された廃プラスチック類、PFAS含有塗料が使用された金属くず、PFAS含有防汚剤が使用された石材（がれき類）、業務用写真フィルムなどが汚染源になると考えられる。

実際これまでの測定では、兵庫県明石川流域の安定型処分場の下流水路で暫定目標値50 ng/Lの2000倍にあたる10万 ng/Lが検出されている。岩手県環境保健研究センターの報告では、安定型処分場の浸出水からPFOAとPFOSの合計で275 ng/L、195 ng/L、261 ng/Lといった数値が検出されている。展開検査のみではPFAS汚染物を除去することも排水処理もできない安定型処分場で取りうる対策はない。これまで要求しても実現しなかった安定型処分場を廃止するしかないのだ。

ところが、環境省は全国の産廃処分場のPFAS汚染の実態調査を行っていないようだ。本郷処分場の下流には、上水道がなく地下水を飲用している家があると聞いた。また、汚染水を農業に使用できないと耕作断念がすでに出ている。したがって、PFAS汚染の実態調査を早急を実施する必要があると講演では強調した。隣県山口県は、6月から県内の河川や海域、地下水の60地点で独自調査を開始している。広島県が動かないため、地元住民団体が講演に前後して採水した結果が後日届いた。本郷処分場の調整池排水はPFOA 58.2 ng/L、PFOS 5.7 ng/L、合計 63.9 ng/L。恐れていたとおり暫定目標値50 ng/Lを超過している。詳細な調査が必要だ。

安定型処分場を廃止させることは容易ではないが、全国の汚染事例を突き付けて環境省交渉を行い、突破口を見出していきたい。



7月12日 ストップ！産廃汚染環境シンポジウム